

## 令和7年度「涼み処」募集要項

### 1 趣旨

「涼み処（事業所等が外出時に暑さを避ける市民のため、一時的な休憩所として提供する施設をいう。）」として、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける市内の民間事業者を募集し、「涼み処」を設置します。

### 2 応募要件

以下の(1)～(4)の全てを満たす施設

- (1) 適切な冷房設備を有する。
- (2) 営業時間において、市民等を受け入れ、利用者が適切に休憩できるスペースがある。
- (3) 熱中症予防のため、施設内等において水分補給が可能である。
- (4) 熱中症が疑われる利用者があった場合、救急車の要請ができる。

### 3 確認事項

以下の、(1)～(5)を確認の上、申し込みください。

- (1) 申込書の内容等について、審査を行います。公序良俗に反する等、当事業の趣旨にそぐわないと認められる場合は、涼み処として登録をしない、または、登録を取り消す場合があります。
- (2) 設置の際は、市のホームページ等で公表します。また、市が用意する涼み処の「のぼり旗」の掲示をお願いします。
- (3) 涼み処の利用者への対応は、各施設でお願いします。
- (4) 冷房設備の電気代等、設置に伴い必要な経費は、各施設においてご負担願います。
- (5) 涼み処の利用者が施設等に損害を与えた場合であっても、本市は責任を負わないものとします。

### 4 開設期間

涼み処の開設期間は、令和7年6月1日から環境省の熱中症警戒アラート等の運用期間終了までとします。

### 5 登録の期間と更新

涼み処としての登録を決定した日から翌年3月31日までとします。

また、特段の申し出がない場合、登録を更新させていただきますが、登録内容等に変更が生じる場合などは、お知らせください。

## 6 登録の解除

登録した施設が、「2 応募要件」及び「3 確認事項」を満たさなくなった場合、または、登録した施設の管理者から登録の解除の申出があった場合は、「4 開設期間」の間であっても登録を解除するものとします。

## 7 募集期間

令和7年5月から随時受け付けします。（「4 開設期間」の間であれば、随時応募を受け付けます。）

## 8 応募方法

QRコード・URLから申込フォームへ入力していただくか、別紙、応募用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、下記のとおり提出してください。

【QRコード】



【URL】

<https://logoform.jp/form/uqfT/999374>

【持参先】糸魚川市市民部環境生活課

【郵送先】〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5 糸魚川市環境生活課 宛

【ファックス】025-552-1066

【電子メール】kankyo@city.itoigawa.lg.jp 件名を「涼み処申込」としてしてください。

## 9 提出後の流れ

応募後の流れは、次のとおりです。

- (1) 糸魚川市市民部環境生活課にて受付
- (2) 応募内容の審査
- (3) 審査結果の連絡（概ね1週間で返答）
- (4) 涼み処施設情報の公表（市ホームページ等）
- (5) 涼み処の運用開始

## 10 物品の配布

涼み処に登録した施設に対して、次の物品を配布します。

- (1) 涼み処「のぼり旗」
- (2) 熱中症予防啓発チラシ（適宜配布をお願いします。）
- (3) 利用者への「ご利用上の注意」